

国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(総務・財務担当)(資金運用責任者) (2)～(8) (略) 2 管理委員会に委員長を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。 3 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(経営・企画担当)(資金運用責任者) (2)～(8) (略) 2 管理委員会に委員長を置き、理事(経営・企画担当)をもって充てる。 3 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。